

所得控除の種類と計算方法

所得控除の種類	控除を受けられる人と控除額
①雑損控除 →120ページへ	自然災害や火災、盗難、横領などによる損失があった場合に受けられます。 控除額 差引損失額－総所得金額等×10% 災害関連支出－5万円 どちらか多い方
②医療費控除 →116ページへ	多額の医療費（おおむね10万円超）がかかった場合に受けられます。 控除額 正味の医療費－10万円 正味の医療費－総所得金額等×5% どちらか多い方
③寄附金控除 →122ページへ	国や公益法人などへの特定の寄附金を支払った場合に受けられます。 控除額 「特定寄附金の額」か 「総所得金額等×40%」の いずれか低い方－2,000円
④社会保険料控除 →124ページへ	国民健康保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを負担している場合に受けられます。 控除額 1年間に支払った全額
⑤小規模企業共済等掛金控除 →124ページへ	小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法の個人型年金（iDeCo）加入者掛金などを支払っている場合に受けられます。 控除額 1年間に支払った全額
⑥生命保険料控除 →126ページへ	生命保険、個人年金、介護医療の保険料を支払っている場合に受けられます。 控除額 支払金額により算出 最高12万円
⑦地震保険料控除 →126ページへ	地震保険などの損害保険料を支払っている場合に受けられます。 控除額 支払金額により算出 最高5万円
⑧障害者控除 →132ページへ	自分や同一生計配偶者、扶養家族が障害者の場合に受けられます。 控除額 1人につき27万円、特別障害者は1人につき40万円、同居特別障害者は1人につき75万円
⑨寡婦、ひとり親控除 →132ページへ	自分が寡婦、またはひとり親の場合に受けられます。 控除額 27万円（寡婦）、35万円（ひとり親）
⑩勤労学生控除 →132ページへ	自分が勤労学生に該当する場合に受けられます。 控除額 27万円
⑪配偶者控除 →128ページへ	合計所得が48万円以下の配偶者がいる場合に受けられます。 控除額 最高38万円 70歳以上の配偶者は最高48万円
⑫配偶者特別控除 →128ページへ	配偶者の合計所得が48万円超133万円以下で、配偶者控除を受けることができない配偶者のいる場合に受けられます。 控除額 配偶者の所得等により異なる 最高38万円
⑬扶養控除 →130ページへ	合計所得が48万円以下の子どもや両親、兄弟姉妹などの控除対象扶養親族のいる場合に受けられます。 控除額 年齢や同居の有無により異なる 38万円～63万円まで
⑭基礎控除	誰でも無条件に受けられます。 控除額 48万円 ※合計所得金額が2,400万円以下の場合（くわしくは7ページ参照）

サラリーマンの申告が必要

サラリーマンの申告が不要
(年末調整で受けているとき)